

399. 発電所の施設(電技②)

第23条(発電所等への取扱者以外の者の立入防止): 高压又は特別高压の電気機械器具、母線等を施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示すると共に、当該者が容易に構内に立ち入る恐れが無いように、適切な措置を講じなければならない。 2: (地中電線路で後述)

第44条(発電設備等の損傷による供給支障の防止): 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壊する恐れがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼす恐れがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に、自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。 2: 特別高压の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊する恐れがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼす恐れがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に、自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

第45条(発電機等の機械的強度): 発電機、変圧器、調相設備並びに母線及びこれを支持するがいしは、短絡電流により生ずる機械的衝撃に耐えるものでなければならない。 2: 水車又は風車に接続する発電機の回転する部分は、負荷を遮断した場合に起こる速度に対し、蒸気タービン、ガスタービン又は内燃機関に接続する発電機の回転する部分は、非常调速装置及びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し、耐えるものでなければならない。

3: (略)

第46条(常時監視をしない発電所等の施設): 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与える恐れが無いよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼす恐れが無いよう、異常を早期に発見する必要の有る発電所であって、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。 2: 前項に掲げる発電所以外の発電所又は変電所(これに準ずる場所であって、10万Vを超える特別高压の電気を変成するためのものを含む、以下この条において同じ。)であって、発電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと同一の構内又は変電所において常時監視をしない発電所又は変電所は、非常用予備電源装置を除き、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する事ができるような措置を講じなければならない。



それらは電技条文
穴埋め問題に出され
る可能性が有るから
何度も読んで、頭の中
に残すべし

電技の条文って、結構
同じ言葉をみかける
わよね



当該電気機械器具を著
しく損壊する恐れ: 電気
の供給に著しい支障を及
ぼす恐れ: